

緊急小口資金（災害時特例貸付）のご案内

令和6年能登半島地震により被災された世帯に対して、
地震被害の影響で緊急・一時的に必要な生活費の貸付です。

貸付金額10万円 ※特別な場合は20万円まで可

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき
- 世帯員が4人以上の世帯
- 重傷者、妊産婦、未就労の未成年者(成年の高校生含む)、行方不明者がいる世帯

● 利 子	無利子
● 据 置 期 間	1 年
● 返 済 期 間	2 年（24回支払い）
● 連 帯 保 証 人	不 要

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。
※ただし、お約束の期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象 被災された方で市内に住所を有し、当座の生活を維持するための資金を必要とする世帯(射水市への避難者を含みます。)

■ 申込先 (福)射水市社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

ご本人にご用意いただくもの(ご持参いただくもの)

- ①ご本人の確認ができるもの ※ご本人確認書類等について、用意ができない場合はご相談ください。(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等)
- ②申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- ③特別な場合に該当する事が確認できるもの
- ④その他 射水市社会福祉協議会が指定する書類

ご相談後(ご面談後)に、社会福祉協議会でご記入いただくもの

要件確認票
借入申込書
借用書
預金口座振替依頼書(返済金の口座引落しのためのものです)

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座(ご本人名義に限る)に振り込みます。送金までは、7~10日程度かかります。
※金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

■ 貸付後の手続き

転居の予定がある場合は、貸付金交付後3ヶ月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。返済が始まるのは貸付の1年後です。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でお振込みいただきます。

ご返済金額

10万円の場合 1回目~23回目⇒4,160円
最終回(24回目)⇒4,320円

20万円の場合 1回目~23回目⇒8,330円
最終回(24回目)⇒8,410円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 射水市社会福祉協議会 地域福祉課相談支援係

〒939-0351 射水市戸破4200番地11 Tel 0766-55-5203

※事前にお電話で、ご面談の予約をお取りください。